

| | |
|--------------------------------|-------|
| 障害福祉サービス等経営実態調査の 見直しに関する検討会 | |
| 第4回（H28.12.19） | 参考資料1 |

障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて（報告書）

障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会
平成27年12月24日

第1 はじめに

- 障害福祉サービス等経営実態調査（以下「経営実態調査」という。）は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等について、各サービスの費用等の実態を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として、3年に1回の周期で実施されるものである。
- 障害福祉サービス等報酬改定は、障害福祉サービスが報酬制度に移行して以降、これまでに平成21年度、平成24年度及び平成27年度と3回の政策改定が行われているが、その際には、改定の前年に実施される経営実態調査により把握された障害福祉サービス事業所等の経営実態等を一つの参考として、各サービスにおける改定の議論が行われてきた経緯がある。
- このような中で、先般の平成27年度報酬改定においては、社会保障制度全般にわたり将来に向けた持続可能性の観点等からの見直しが求められる中、経営実態調査により把握された各サービス事業所等の収支差率が、従来にも増してクローズアップされることとなった。
- さらに、改定率が決定された際の厚生労働大臣と財務大臣との折衝において、次回の報酬改定に向けて、経営実態調査の客体数を十分確保するとともに、より客観性・透明性の高い手法により、施設・事業所の経営実態を網羅的に把握できるよう所要の改善措置を講じるとともに、把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行うこととされた。
- 本検討会においては、同様の報酬制度である介護保険制度における見直しの検討状況を踏まえつつ、経営実態調査の見直しに関する各論点に沿って議論を行い、以下のとおり基本的な見直しの方向性を取りまとめた。

第2 見直しの基本的な考え方

- サービスごとの費用等の実態を明らかにし、報酬改定のための基礎資料を得るという経営実態調査の目的に鑑みれば、見直しに当たって留意すべきは、いかに施設・事業所の経営実態をリアルに把握することができるかという点に尽きる。
- このためには、記入者負担の軽減や誤記入防止等を図る観点から調査票等の見直しを行うことはもとより、改定前年に直近1年分の決算を把握している現在の調査時期について、複数年にわたり決算を把握できるよう見直し、施設・事業所の経営実態を継続的に押さえていくことが必要である。
- また、複数のサービスを行っているケースでは、採算部門と不採算部門を一体として法人全体としての経営状況を把握すべきではないかといった意見や、現在の事業活動計算書のみでの調査でなく、資金収支計算書等の他の財務諸表も併せて調査すべきではないかといった意見がある。
- これらは本来、法人経営の観点から検討されるべきものであり、経営実態調査において把握する項目としての優先度は高くないが、資金収支に係る必要最小限の調査項目を追加して、報酬改定の検討の際の参考とすることは考えられる。
- なお、サービスごとの経営実態を把握する上では、費用の按分について適切に行われる必要がある。次回の調査時点においては、社会福祉法人の新会計基準への移行が完了しているため、新会計基準の規定を準用するとともに、社会福祉法人以外の法人についても、同様の考え方により適切に費用按分が行われる必要がある。
- さらに、調査結果の有効性を担保するためには、現在のところ低位にある有効回答率をいかに向上させていくかが必須の課題である。このため、標本抽出の際にあらかじめ休廃止事業所を除外する方策や、オンライン調査の普及など様々な工夫が必要である。

第3 各論点における見直しの方向性

1 複数年のデータ把握

- これまで、経営実態調査については報酬改定の前年度に実施し、改定前々年度の1年分の決算を把握してきているが、継続的に施設・事業所の収支状況等を把握することにより、よりの確に経営実態を反映できるよう、経営実態調査に加えて障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（以下「処遇状況等調査」という。）において、報酬改定前後の2年分のデータを把握する。
- これにより、改定前年、改定年（改定後1年目）及び改定後2年目の3年分のデータを継続的に把握することが可能となる。なお、その際、記入者負担等を考慮する必要があることから、処遇状況等調査と経営実態調査の調査客体を一致させることは行わない。
- また、処遇状況等調査において把握した収支等に関するデータが報酬改定の参考資料として活用されることについては、地方自治体や関係団体等を通じて十分に周知を図る必要がある。

2 法人単位での収支等の実態把握

- 障害福祉サービス等を提供する法人は、複数の障害福祉サービスや介護サービスなど他制度におけるサービスを一体的に運営しているケースが多いため、法人全体としての経営実態を把握し、これを報酬改定の際に考慮すべきではないかとの意見がある。
- 複数のサービスを行っているケースでは、自ずと採算部門と不採算部門が生じることから、法人全体の経営状況を把握・分析すること自体は意味のあることであるが、これは本来、法人経営の観点から検討されるべきものである。
- また、法人単位の調査とした場合、障害福祉サービス以外の制度の経営状況が大きく影響することやサービスごとに報酬が設定されていること等に鑑みれば、経営実態調査において法人全体の経営実態を把握することの優先度は高くないことから、従来どおり、サービス単位での調査とする。

3 財務諸表の活用

- 経営実態調査は、事業活動計算書のデータを把握することにより、各サービスの収支の状況を調査しているが、資金収支計算書等の他の財務諸表も併せて調査すべきではないかとの意見がある。

- これについても、本来は法人経営の観点から検討されるべきものであり、経営実態調査において把握する項目としての優先度は、法人単位での実態把握と同様、高くないと考えられる。
- 一方で、施設・事業所においては、借入れ等を利用して経営を行っている場合もあり、建物等の取得に際しては相当程度の投資が行われていることから、報酬改定の検討に際しての参考として、記入者負担に配慮しつつ、必要最低限の調査項目を追加する観点から、新たに長期借入金返済支出を把握する。

4 サービス間の費用按分の取扱い等

- 現行、複数の障害福祉サービスや介護サービスなど他制度のサービスを提供している事業所において、会計を一体的に処理している場合の費用按分については、集計の段階において、延べ利用者数や専有面積の割合、収入比率等、統一的なルールのもとに行っている。収益がサービスごとに明確に切り分けられるのに対し、費用は切り分けが困難であることから、引き続き適切に費用按分が行われる必要がある。
- 次回の調査時点においては、社会福祉法人の新会計基準への移行が完了しているため、新会計基準の規定を準用するとともに、社会福祉法人以外の法人についても、同様の考え方により適切に費用按分を行うこととし、その方法については調査結果の公表の際に具体的に示すこととする。
- これまで報酬改定の検討に際しては、税控除前の収支差率が用いられているが、法人種別により税負担が異なることから、税控除後の収支差率も用いて検討すべきとの意見がある。
- これについては、経営実態調査が、報酬収入等がサービスに要する費用をカバーできているかを把握するための調査であることに鑑みれば、従来どおり税控除前で行うことが適切であり、そもそも課税・非課税による法人経営の諸問題については、税制サイドにおいて考慮されるべきものであることから、引き続き現行の取扱いのとおりとする。
- また、国庫補助金等特別積立金取崩額については、社会福祉法人の旧会計基準と企業会計等の他の会計制度との比較を可能とするため、これまで、収益に含めず、また、対応する減価償却費から同額を控除する取扱いとしている。

- 同取崩額については、社会福祉法人の新会計基準において、収益に計上せず費用に控除項目として計上するよう見直されたことから、経営実態調査においても費用に控除額として計上するよう見直す。

5 有効回答率の向上に向けた取組等

- 前回、平成 26 年調査の有効回答率は 33.2%にとどまっている。調査結果の有効性を担保するためにも有効回答率の向上は必須の課題であり、両大臣折衝の際にもその改善に努めることとされている。
- 有効回答率が低い要因として、①質問内容と異なる回答がなされ、結果として調査票が無効となるケースがあること、②調査対象事業所を抽出する際の母集団名簿には、事業者指定は受けているもののサービスの提供実態がない、いわゆる休廃止事業所が相当数含まれていること等が考えられる。
- 記入者負担の軽減や誤記入防止等を図る観点からは、①回答の際に、不条理なデータや誤記入に対してエラー表示で知らせることができるオンライン調査の促進や、②社会福祉法人新会計基準に基づく事業活動計算書の勘定項目と調査票への記載項目との対応イメージを提示することにより、事業者が適切に回答できるよう、記入要領等で工夫をするといった取組が必要である。
- また、休廃止事業所への対応としては、こうした事業所をあらかじめ母集団名簿から除外する方策として、国民健康保険団体連合会の給付データにおける請求事業所の名簿を活用して、調査対象事業所の抽出を行うことが考えられる。
- さらに、障害福祉サービス事業所については、経営規模が比較的小さい事業所が多い点も考慮すべきである。事業規模が大きい事業所においては、事務体制が整っていることから回収率が高く、また規模の経済性により経営が安定している事業所が多いと想定されるため、収支差率が高めに偏りがちになることが考えられる。このようなことから、事業所規模を考慮した抽出を行う必要がある。
- このほか、今後、報酬改定の際に経営実態調査結果の持つ重要性がさらに増していくことに鑑みれば、地方自治体、関係団体等を通じた調査への協力依頼について、さらなる働きかけが必要である。

第4 おわりに

- 本検討会においては、経営実態調査の見直し方策について、本日を含め3回にわたり議論を重ね、今般、見直しの基本的な方向性について取りまとめた。
- 今回の見直しは、先般の報酬改定の際の両大臣折衝において指摘がなされたことに端を発するものであったが、検討を進めるに従って、様々な技術的な課題が見えてくるとともに、現場の経営実態をそのまま的確に把握することの困難さを改めて感じるようになった。
- 社会保障制度全般にわたり見直しが求められる中、今後ともサービスを必要とする者に対して適切にサービスが提供されていく必要があり、そのためにも経営実態調査の持つ重要性は、ますます高まるものである。
- 今後、本報告書の内容を踏まえ、次回の調査に向けた調査票の見直し等が進められていくこととなるが、本検討会の検討過程において「前回の調査で無効となった調査票について、何が原因で無効となったのか分析を行うべき」との意見もあることから、改めて調査結果の検証を行うとともに、必要に応じて調査票の見直し等の過程において反映させていくことが求められる。

検討会構成員名簿・検討経緯等

1. 障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会 構成員名簿

井出 健二郎 和光大学教授

小林 雄二郎 株式会社エイデル研究所経営支援部 部長

千葉 正展 独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター
リサーチグループ グループリーダー

○ 平野 方紹 立教大学教授

(五十音順、敬称略) ○座長

2. 検討の経緯

第1回 日時:平成 27 年9月 30 日(水)

議題:障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに係る論点等について

第2回 日時:平成 27 年 11 月 17 日(火)

議題:障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに係る論点等について

第3回 日時:平成 27 年 12 月 24 日(木)

議題:報告書案について